

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。なお、本業務に係る契約の締結は、当該業務に係る令和7年度予算が成立し、予算配当がなされることを条件とします。

令和7年1月24日

世田谷区

1 事業計画の概要

(1) 件名

世田谷区障害者雇用定着支援委託（単価契約）

(2) 業務内容

児童館で勤務する障害のある職員の就労時間中に受託事業者の支援員が、障害のある職員の定着支援を行う。

なお、障害のある職員の業務は、児童館の用務業務全般（清掃、消毒等の環境整備、軽作業等）で館内及び敷地内での屋外清掃等を含む。

- ① 業務手順、内容習得のための支援
- ② 業務履行のための支援全般
- ③ 体調管理含む日常的な相談対応
- ④ 障害のある職員の日誌の確認
- ⑤ 障害のある職員の定着面談への同席
- ⑥ 支援記録の作成
- ⑦ 業務月次報告書の提出
- ⑧ その他 障害のある職員の職場定着のための業務

詳細は、別紙「参考仕様書」のとおり。

(3) 履行期間

令和7年6月1日～令和8年3月31日まで

※契約は単年度ごとに締結し、令和8年度から令和9年度までの間についても、本事業に係る予算配当があること及び前年度の履行が良好であることを条件に、双方協議の上、引き続き同一の事業者と随意契約を締結することとする。

2 参加資格

次の要件をすべて満たす法人であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の1第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 区の競争入札参加資格名簿に登録されていること、または同等の条件を満たしていること。
- (3) 区から指名停止または入札参加禁止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 個人情報保護に関する社内規定等の整備がされていること。
- (6) 障害者の就労定着に係る支援の実績があること（官公庁、地方自治体以外の受託実績含む）。

3 提案書の提出者を選定するための基準

上記「2. 参加資格」を有する事業者であって、受付期限までに参加希望届出書を提出した者。

4 提案書を選定するための評価基準

審査は以下の基準で評価を行う。

- (1) 事業者の理念、障害者就労に対する考え方
- (2) 事業者の実績
- (3) 事業の実現性、体制
- (4) 支援員確保の取組み
- (5) 人材育成
- (6) 障害者就労定着支援の考え方
- (7) 業務習得・履行のための支援
- (8) 日常的な相談支援
- (9) 児童館における支援の工夫
- (10) 個人情報保護の取組み
- (11) 不測の事態への対応
- (12) 価格及び価格の妥当性

5 手続き方法等

(1) 担当課

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区役所東棟5階 501番窓口

総務部人事課

電話 03-5432-2104 FAX 03-5432-3009

電子メール SEA02026@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書の交付期間、方法および場所

① 期間

令和7年1月24日（金）から令和7年2月12日（水）

② 方法

世田谷区のホームページからダウンロード

③ 場所及び方法

区のホームページからのダウンロードに限る。

URL : <https://www.city.setagaya.lg.jp/02239/20164.html>

トップページ→目次から探す→区政情報→契約・入札情報→発注情報

→現在実施中のプロポーザル情報→世田谷区障害者雇用定着支援委託にかかるプロポーザルの実施について

またはホームページの上部検索スペースにページ番号「22532」と入力して検索

(3) 質問の提出期限、方法及び回答（詳細は説明書参照）

- ① 期限 令和7年1月31日（金）正午（必着）
- ② 方法 「質問票」（様式1）に記載し電子メール
- ③ 回答 令和7年2月6日（木）にHPにて公表

(4) 参加表明書の提出期限、方法および場所（詳細は説明書参照）

- ① 期限 令和7年2月12日（水）午後5時（必着）
- ② 方法 持参または郵送（書留郵便に限る）
- ③ 場所 (1) に同じ

※土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで

(5) 提案書の提出期限、方法および場所（詳細は説明書参照）

- ① 期限 令和7年3月12日（水）午後5時（必着）
- ② 方法 持参または郵送（書留郵便に限る）
- ③ 場所 (1) に同じ

※土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで

6 審査及び選定方法

提案書を合議により審査するため、選定委員会を設置し、評価基準に基づいて審査を実施する。
なお、ヒアリングの実施は行わない。

7 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金は免除とする。
- (3) 詳細な仕様、契約金額等について、候補者と区の間での調整完了後、受託事業者として契約を締結し、契約書の作成を行う。
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の相手方と随意契約により締結する
予定の有無 無
- (5) 原則として、本委託業務に関する再委託を禁止する。
- (6) 関連情報を入手するための照会窓口は、5（1）に同じ。
- (7) 区は、本案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに審査経過等を公表することができる。
- (8) 提出書類は、理由の如何を問わず一切返却しない。
- (9) 応募に関して必要となる費用は、全て応募者の負担とする。
- (10) 提出書類に虚偽の記載があった場合、提出された一切の書類を無効とする。
- (11) 提案書の著作権は応募者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、当該提案書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (12) 本プロポーザルは事業者の選定のみを目的とし、区は契約の際、提案書の内容に拘束されないものとする。
- (13) 本案件は、令和7年度の提案限度額を、11,748,000円(税込み)としている。